

令和6年 神奈川県議会 第1回定例会 厚生常任委員会

令和6年3月5日

◆亀井たかつぐ委員

それでは、よろしくお願ひします。

先行会派の方も質問されたんで、もしかしたら重複をするかもしれません、私からは、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行に向けた県の対応について、頂いている支援計画案等も拝見しながら、基本的なところで大変恐縮なんですけれども、この法律、困難な問題を抱える女性といきなり入って、この困難な問題というのが非常に分かりにくい、私だけかもしれませんけれども。この困難な問題というのは、どんな問題を言うんでしたっけ。

◎人権男女共同参画担当課長

今回の女性支援法では、困難な問題を抱える女性について非常に幅広く定義をしてございまして、様々な事情によりまして、日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱えている女性、また、そのおそれのある女性を含むというような規定になっております。具体的には、DV被害のような暴力を受けた方、また、生活困窮であるとか住まいを失わされた方、障害ですとか子育てですか、様々な困難な課題を抱える女性という方が対象になると承知をしております。

◆亀井たかつぐ委員

結構幅広いんですね。例えば、会社でパワハラに遭ったりとかセクハラに遭っている女性というのもやっぱりこれは困難な問題を抱える女性ということですか。

◎人権男女共同参画担当課長

様々な生活の場面で困難を抱えた女性ということで、それぞれ抱えた場所で御相談をいただく場所というのは、例えば、会社の中であれば会社の相談窓口というのがあるのかもしれませんけれども、ここから何か支援を必要とすると、ハラスメントを受けて非常に精神的にも厳しい状況があって、お仕事も続けられなくてとかということで、困難を抱えられた女性についてはいろいろな関係機関で協力して支援をしていくと、そういう形になろうかと思います。

◆亀井たかつぐ委員

多分、そうしたらこれも困難な問題を抱えた女性に入るかもしれませんけれども、例えば富裕層の家族で、御主人が亡くなって相続財産が結構あって、相続税が課されてしまったと。配偶者控除は除くとして、結構な状態で金銭面の困難を抱える状態になっちゃったと。そういう人もこの対象になるんですか。

◎人権男女共同参画担当課長

今の事業のほうで女性のための総合相談窓口というのもやっているんですけど

れども、こちらはコロナ禍の女性が抱える様々な課題について、いろいろな困り事をワンストップで受け付けるということで開始をいたしました。そうした中には様々な家族関係であるとか、法律相談が必要であるような御相談も寄せられているというふうに承知をしておりまして、もし今お話のあったような御相談を承りましたらば、専門の相談のほうにおつなぎするという対応をしていくことになろうかと思います。

◆亀井たかつぐ委員

非常に幅広いなと今思いました。売春防止法の場合は目的が明確なんですね。売春防止法は、売春しちゃいけないという、これを防止するということなので非常に明確なんだけれども、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律というのは非常に何か不明確というか、幅が広過ぎて、入り口から出口までの間というか、幅がすごく広いなと思うんですね。

そうすると、ここに対する支援というふうに言っているんだけれども、支援とは何ですか。

◎人権男女共同参画担当課長

支援、いろいろあるとは思うんですけども、困難な問題を抱える女性が自立、今抱えている困り事のまず解決に向けて、その課題を解きほぐすということ、その問題についてはどういういろいろな施策等を活用して解決をしていくのか、それに寄り添うことも含めて自立に向けて、いろいろな施策と一緒に考えて、御自身の当然、意思を尊重しながら寄り添って進めていく、そこが支援という、全体が支援ということになるのかなというふうに思います。

◆亀井たかつぐ委員

ちょっと聞いていることもなかなか幅広く聞いちゃっているので、答弁もなかなかあれかもしれませんけれども、分かりました。支援も非常に幅広いんだなというのは大体、感覚として分かりました。

支援計画案のほうで、かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画案で、「等」がつくんですけれども、これ、等って何を意味していましたっけ。

◎人権男女共同参画担当課長

今回の計画案ですけれども、これまでのDV防止法に基づく基本計画も含めて、今回の女性支援法に基づく基本計画と一体的に策定をさせていただいてございます。DVについては、DV被害者はセクシャリティを問わず、被害を受けられた方は対象になりますので、こうした性別のないDV被害者も含めて支援をしていく計画ということになります。

◆亀井たかつぐ委員

DV被害者というか、そういうトランスジェンダーみたいな方を指して等についているんですか。

◎人権男女共同参画担当課長

等の中には男性のDV被害者、また、トランスジェンダーなどの女性も含めるということでございます。

◆亀井たかつぐ委員

またそれは幅広いですね。等はそうなんですか。
私の感覚なのでなかなか皆さんと共有できないかも知れないんだけれども、かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画になった場合に、また複雑というか幅広いなと今、感じたところなんですね、答弁を受けて。非常に入り口のところでごめんなさいね、こんな議論になっているのは申し訳ないんだけれども、サブタイトルをつけるとか、例えば、当事者目線の障害福祉推進条例だって分かりやすい版をつくったんですけれども、もうちょっと分かりやすいような政策というか、そういうのを考えてくださらないですか。

◎人権男女共同参画担当課長

この計画の名称等につきましては、男女共同参画審議会ですとか、様々な関係の皆さんの御意見も頂きながら、ここまで案を策定させていただいたところでございます。計画のところに少しサブタイトルのようなものも入れるのかどうなのかというような御意見も頂戴したところではあるんですけども、現段階では計画案についてはこういった形で一つシンプルにさせていただきまして、計画の第1章の初めのほうに、3ページになるんですけども、コラムということで、この当事者を明確に対応するということで、なるべく初めのほうに対象の方を分かりやすく記載させていただくというところで議論していただいて、この計画案とさせていただいているという状況でございます。

◆亀井たかつぐ委員

今、課長がおっしゃった神奈川県男女共同参画審議会の委員名簿というのが125ページに出ているんですね。名簿が出ているのはここだけなんですけれども、ここの男女共同参画審議会では、どんな内容をどのぐらいの頻度で議論していくんですか。

◎人権男女共同参画担当課長

この計画をつくるに当たりまして、方針から骨子案、素案と計画案まで、全てのタイミングで、審議会のほうで御意見を頂戴しながら案を策定してきたところでございます。本年度に入りまして4回審議会のほうを開催させていただきまして、施策の中身から理念や目的の中身まで、非常に詳細にわたりまして御意見を頂きながら検討を進めてきたというところでございます。

◆亀井たかつぐ委員

この名簿を見たら、私のサラリーマン時代の後輩の名前が出ていたんで、あれと思ってその後輩に確認したんです。そうしたら、いや、コロナ禍もあったので、結構オンラインで、リモートでやることが多くてという話とともに、内

容については詳細に語ってくれなかつたんですけども、活発な議論になったのかどうかというのがちょっと疑問だったんでお聞きしたんですが、そこまでの議論ができていればそれはよかつたんだなというふうに思います。

次に、我々の本会議の代表質問でもちょっと触れたんですけども、女性支援法で県が組織すると言われる支援調整会議なんですが、これ設置・運営とか詳細についてはまだ国から示されていないとそのときの答弁であったんですが、県としてどのように対応していこうと思っていますか。

◎人権男女共同参画担当課長

現時点でも、国からまだその支援調整会議についての詳細な考え方というのは示されていない状況でございます。県といたしましては、県全体で円滑に支援を開始するために、国からの情報を待つことなく、今月末には市町村や関係団体等による準備会議の設置をさせていただきまして、県のこの基本計画の共有ですか、支援調整会議の設置形態、また、運営方法等について協議を進めていきたいと考えてございます。

◆亀井たかつぐ委員

先ほどからいろいろ質疑の中で、女性のやっぱり困難というか、困り事というか、それは幅広く受け止めてくださるんだなということは確認しているんですけども、これは法施行後、例えば、女性相談支援員がしっかりと活動するという話になると思うんですが、この研修とかというのは、県はどのように考えてていますか。

◎人権男女共同参画担当課長

この法施行に伴いまして、先ほども御答弁させていただいた状況でございますので、女性の抱える様々な課題というところに的確に対応していくために、女性相談支援員がさらなる知識、また、情報支援のノウハウを増やして、当事者目線に立った支援が行えるようにすることが必要だと考えてございます。

そこで、こちらも年度内に県内全ての女性相談支援員を対象に、まず法の理念や県の計画について理解を深めることができるように検討を実施したいと考えてございます。

また、来年度ですけれども、女性の抱えるこうした様々な課題につきまして、初任者向けから経験者向けまで、支援対象者の広がりに対応するために、生活困窮者対策であるとか子供・障害者施策、女性のメンタルヘルスなどについて、幅広い知識を深めることができるよう、研修内容の充実に取り組んでまいりたいと考えてございます。

◆亀井たかつぐ委員

複合的な課題、いろんな課題があって、いろんなパターンがあって、それを先ほど事例を含めてお聞きしたんですけども、そういうのを解決していくためには時間もかかると思うんですね。今回、当初予算で新たな取組の経費が、これが計上されているんですけども、県として継続的に行っていかなければ

いけないこの取組に、どのような財源措置、確保をしていくおつもりですか。

◎人権男女共同参画担当課長

こちらの基本計画の基本目標としても掲げてございます、困難な問題を抱える女性等が自立して安心して自分らしく暮らすことができる社会の実現のためには、女性支援の最前線に立つ県や市町村が安定して取組を継続できることが大切であると考えております。そのために、国に対しては県や市町村が行う支援に対して安定的に財政支援を行うよう、県としてしっかり要望をしてまいります。

◆亀井たかつぐ委員

国に対して財源措置、しっかりと要望していく、要求していくというのはもちろんなんだけれども、もしその財源措置で県の施策がなかなか賄えないような場合が出てきた場合というのは、その差額というか、足りない分に関してはどのように考えていますか。

◎人権男女共同参画担当課長

令和6年度の当初予算の新規事業につきましても、国庫補助ですとか県の一般財源、こちらも活用した事業を計上させていただきまして、女性のニーズに応じた支援を行うことができるよう、これから取組を進めていきたいと考えております。

女性支援法に基づく支援、まさにこれから始まりますので、今後も女性の目線に立った支援を行うことができるよう、市町村や関係団体の意見も伺いながら、必要な施策を検討して、併せて国に財政措置を求めることもまた、検討をしていきたいというふうに思っております。

◆亀井たかつぐ委員

分かりました。

次ですけれども、神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画の改定に関連しまして、令和5年第3回定例会、この常任委員会で、終夜営業のネットカフェで起居する方の状況について質問したところ、ネットカフェで起居する方の実態は把握していないというふうに答弁があったんですね、当時は。このたび令和6年度当初予算で、ネットカフェに寝泊まりする者のデータの調査・分析をする住居不安定者実態調査事業費が計上されたということで、困難な問題を抱える女性の中にも、やっぱりこういうところを利用する方がいるんではないかということも含めてちょっとお聞きするんですが、このネットカフェをそういう行き場のない女性が利用しているということは容易に想像できるんですけども、県ではそういう状況を把握していらっしゃるんですか。

◎生活困窮者対策担当課長

東京都が平成29年度に実施いたしました調査結果によると、ネットカフェ等をオールナイトで利用する女性のうち、週3回以上オールナイトで利用する人

の割合は15%ということでした。また、県が活用しておりますD.S. I N S I G H Tという市町村等のデータを分析し、可視化するツールを活用し、県でもネットカフェ11軒の約21時から24時の利用者を分析したところ、利用者の4分の1ほどが女性であり、40代、50代の利用が多いことがわかりました。これらのことから県内のネットカフェで、同程度の割合で女性の夜間利用者があつて、オールナイトで利用する方もかなりいると推測しております。

◆亀井たかつぐ委員

今の割合からすると、人数的にはどのぐらいになるんですか。

◎生活困窮者対策担当課長

人数は今の時点では把握できていないものですから、来年度から調査を実施して、ボリュームを把握できるかと考えております。

◆亀井たかつぐ委員

今の大体の割合からすると、どのぐらいの人数がいると想定されますか。

◎生活困窮者対策担当課長

東京都の調査を参考に、県内のネットカフェの数とかを見ておりますと大体、これは女性だけで3,000人ぐらい今、オールナイトで利用する人が来ていらっしゃって、そのうちの4分の1ぐらいが住むところに困ってらっしゃる方だという話がありますので、県内で七、八百人いるのではないかというふうに推測しております。

◆亀井たかつぐ委員

まだ実態でしっかりと調査したわけじゃないけれども、今の割合からすると700人から800人と、結構大きな数かなというふうに思っているんですけども、これはこういうデータが出た場合に、この把握したデータというのはどのように活用していくかと思っていますか。

◎生活困窮者対策担当課長

把握したデータですが、データ分析の結果を踏まえまして、今後の住居不安定者の方への支援策の検討に活用したいと考えております。

昨年の9月の当委員会で亀井委員から、スマホに情報提供することが重要だという御意見を頂いておりましたが、まず来年度はネットカフェを利用している方のスマホに相談窓口、それから支援情報、支援制度を案内することを実施する予定です。また、分析結果につきましては県内自治体にも提供いたしまして、地域における住居不安定者の施策の実施や充実を働きかけていきたいと考えております。

◆亀井たかつぐ委員

紙ベースじゃなくても、スマホのアプリでしっかりと広報していただけると

いう話ですけれども、そういう方へのもちろん広報はそうなんですが、そういう方に対する支援が一番大事なので、最終的にどういうふうな支援をしていくかというふうに県は考えていますか。

◎生活困窮者対策担当課長

ネットカフェで起居する方の背景も多様であると思われますので、一人一人に寄り添った支援が求められることと思います。生活困窮者自立支援法に基づく支援といたしましては、一定期間、宿泊場所や食事、医療の提供を行いながら、住まい探しや仕事探しなど、安定した生活に向けた支援を行う一時生活支援事業というのがございます。また、離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方などに一定期間、家賃相当額を支給して、就労活動を支援する住居確保給付金などがございます。

また、女性特有ニーズなどがありましたら、女性相談窓口などに女性支援の事業につないでいくことが考えられます。実態調査のデータ分析を踏まえまして、カフェで起居する住居不安定な女性の方々が必要とする支援について検討したいと考えております。

◆亀井たかつぐ委員

分かりました。

前回もお聞きして、そのときは明確な答弁を頂けなかつたんですけれども、ネットカフェもそうなんですけれども、私が多分、今、地元の環境もそうなんですけれども、民泊をやっている方が結構多くて、民泊に寝泊まりしている、そういう方もいらっしゃるんじゃないかなということをお聞きしたんですけれども、その後どうですか。

◎生活困窮者対策担当課長

民泊について詳しい答えはできないんですけども、民泊を今、サイトとかで検索いたしますと、紹介するサイトがたくさん出てまいりまして、きれいなホテルのようなお部屋の写真がたくさん出てまいります。ただ、民泊というのはある程度金額もホテル並みのものもございますし、ちょっと厳しくてネットカフェで生活をしていらっしゃる方が、長期にやっぱり過ごすような場所ではないのかと考えております。

◆亀井たかつぐ委員

分かりました。

民泊に関してもいろんなパターンがあるので、それも踏まえていただいて、また、住居不安定の方に対して支援を継続していただくことを要望して質問を終わります。